

国立大学法人電気通信大学監事候補者選考規程

制定 令和5年12月22日規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第8項の規定に基づき、文部科学大臣が行う国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）の監事の任命に際して、文部科学省が求めるところにより、本学から次期の監事候補者（以下「監事候補者」という。）を推薦するため、当該監事候補者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 監事候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 監事の任期が満了するとき。
- (2) 監事が辞任を申し出たとき。
- (3) 監事が欠員となったとき。

2 監事候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は原則として任期が満了する4か月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は速やかに行うものとする。

(選考委員会)

第3条 本学における監事に求める役割、人物像等（以下「求める人物像等」という。）を踏まえ、透明性のあるプロセスによって監事候補者の選考を行うため、本学に、監事候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 求める人材像等の策定に関すること。
- (2) 監事候補者の選考に関すること。
- (3) その他監事候補者の推薦に関し学長が必要と認めたこと。

3 選考委員会は、監事候補者の選考に際して、面談その他の必要な審査を実施することができる。

(組織)

第4条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事又は職員 2人
- (3) 学長が指名する学外有識者 2人
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 前項第3号及び第4号の委員の任期は、学長が指定する日から監事候補者が監事に任命される日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、必要があるときは、委員以外の者を選考委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第6条 委員は、監事候補者の選考において知り得た秘密の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第7条 選考委員会に関する事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年12月22日規程第47号)

この規程は、令和6年1月1日から施行する。